

平成 20 年 4 月 21 日

**証券会員制法人 札幌証券取引所による
パブリックコメント（意見提出手続）実施について**

本所は、企業行動規範の制定等に伴う上場制度の見直しに係る整備等を行ないます。
概要は次のとおりです。

「企業行動規範の制定等に伴う上場制度の見直しに係る整備等について」
(別紙参照)

ご意見等は、住所・氏名・会社名等ご連絡先を明記の上、下記要領にて平成 20 年
5 月 7 日（水）までに提出して下さい。

公表資料は、本所ホームページ(<http://www.sse.or.jp/>)において掲載しているほか、
下記意見提出先においても配布しております。

記

1. 意見提出期限

平成 20 年 5 月 7 日（水）

2. 提出方法

郵送、ファクシミリ

3. 宛 先

住 所：〒060-0061 札幌市中央区南 1 条西 5 丁目 14 番地の 1

証券会員制法人 札幌証券取引所 自主規制部

F A X：0 1 1－2 5 1－0 8 4 0

4. 意見等処理方法

平成 20 年 5 月 7 日（水）以降、ホームページに掲載いたします。

以 上

企業行動規範の制定等に伴う上場制度の見直しに係る整備等について

平成20年 4月21日
証券会員制法人 札幌証券取引所

項 目	内 容	備 考
I. 趣旨	<p>昨今、国内の証券市場において、市場の信頼性を損なうような企業行動が、見受けられていることを踏まえ、本所は、株主・投資者の保護及び尊重を図りつつ、流通市場の機能を適切に発揮させ、上場会社の企業価値の向上を支援する観点から、所要の制度整備を行います。</p> <p>まず、企業行動に関する制度整備としては、株主・投資者保護及び公正かつ健全な市場の運営という観点から、企業行動に関する行為規範を制定するとともに、上場会社による種類株式の発行等に関する取扱いを明確化するなどの対応を図ります。</p> <p>また、反社会的勢力による証券市場の濫用を防止し、証券市場の秩序の維持及び信頼の向上を図る観点から上場制度の整備を行います。</p> <p>その他、本所が上場会社に改善報告書の提出を求めている場合において、いわゆるテクニカル上場時における改善報告書等の引継ぎ制度の明確化を図ることとするなど所要の改正を行います。</p>	
II. 概要 1. 企業行動に関する制度整備 (1) 企業行動規範の制定 ①構成	<ul style="list-style-type: none"> ・会社情報の適時適切な開示の履行義務に加え、企業行動に適切な対応を求める事項を「企業行動に関する行為規範（以下「企業行動規範」という。）」として上場規則上に制定します。 ・企業行動規範は、規範的要素を含む上場規則等を再整理し、新たに以下に掲げる事項を加えたもので構成するものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「規範的要素を含む上場規則」とは、適時開示規則に規定されている望ましい投資単位の水準への移行及び維持に係

項 目	内 容	備 考
	<p>a 総則</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上場会社は、流通市場の機能及び株主の権利を尊重するものとします。 <p>b 株式等に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上場会社は、MSCB等を発行する場合には、流通市場への影響及び株主の権利に配慮するものとし、上場会社が発行するMSCB等については、原則として月間の行使数量が上場株式数の10%を超えないよう本所が必要と認める措置を講じるものとします。 	<p>る努力規定、株式分割等に係る努力規定並びに買収防衛策の導入に係る尊重事項をいいます。</p> <p>※日本証券業協会「会員におけるMSCB等の取扱いについて」理事会決議の制定（平成19年5月29日）を踏まえて、日本証券業協会の会員以外の者がMSCB等を買受ける場合においても、当該決議内容の尊重を求める趣旨です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「MSCB等」とは、第三者割当等による募集により発行する行使価額が6か月間に1回を超える頻度で株券等の市場価格を基準として修正が行われ得る旨の発行条件が付された新株予約権付社債券又は新株予約権証券等をいいます。 ・ MSCB等の行使状況（月間行使状況及び大量行使）について適時開示を義務付けることとします。 ・ 本所が必要と認める措置として、上場会社がMSCB等の買受人との間で、日本証券業協会の上記理事会決議における新株予約権等の行使制限の規定に準じた約定をすることを定める予定です。

項 目	内 容	備 考
②公表等	<p>c 機関等に関する事項</p> <p>(a) 株主総会参考書類の交付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上場会社は、株主総会を招集する場合には、株主が書面による議決権行使をできることとし、株主総会参考書類を交付するものとします。 <p>(b) 上場会社の機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上場会社は、次に掲げる機関を置くものとします。 <ul style="list-style-type: none"> ①取締役会 ②監査役会又は委員会 ③会計監査人 ・上場会社は、会社法上の会計監査人を金融商品取引法上の監査を行う公認会計士等として選任するよう努めるものとします。 <p>(c) 会社法上の内部統制システム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上場会社は、会社法上の内部統制システムを整備することを決定するものとします。 <p>d 反社会的勢力排除に向けた体制整備に係る事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上場会社は反社会的勢力による被害を防止するための社内体制の整備及び個々の企業行動への反社会的勢力の介入防止に努めるものとします。 ・上場会社が企業行動規範に違反した場合には、本所はその旨を公表することができるものとします。 	<p>※株主の数が1,000人未満の上場会社においても、書面による議決権行使をできることとし、株主総会参考書類をすべての株主に対して交付することを義務化する趣旨です。</p> <p>※会社法上の大会社以外の上場会社においても、監査役会又は委員会及び会計監査人の設置を義務化する趣旨です。</p> <p>※アンビシャス上場会社については、監査役会又は委員会及び会計監査人の設置について、当分の間、義務化しないものとします。</p> <p>※会社法上の大会社以外の上場会社においても、会社法上の内部統制システムの決定を義務化する趣旨です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「会社法上の内部統制システム」とは、業務の適正を確保するために必要な体制をいいます。 <p>・従来の上場会社への要請事項及び今回新たに規定する「総則」、「反社会的勢力排除に向けた体制整備に係る事項」については、公表措置の対象に含めません。</p>

項 目	内 容	備 考
<p>③経過措置</p> <p>④上場審査（実質審査） 項目の明確化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・機関等に関する事項のうち以下の規定については、施行日から1年程度の猶予期間を設けることとします。 <ul style="list-style-type: none"> ・取締役会、監査役会、委員会及び会計監査人を設置する旨の規定 ・会社法上の会計監査人を金融商品取引法上の監査を行う公認会計士等として選任するよう努める旨の規定 ・企業行動規範の整備に伴い、コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性に関する観点を新たに独立した審査項目とします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回新たに規定する「株式等に関する事項」及び「機関等に関する事項」については、公表措置の前に勧告ができるものとします。 ・従来から公表措置の前に勧告ができる事項については、引き続き同様に取り扱います。 <p>※従来、株券上場審査基準の各項目の取扱いに分散していた上場審査の観点を集約するものです。</p>
<p>(2) 反社会的勢力の排除に向けた対応</p> <p>①上場審査の観点の明確化</p> <p>②コーポレート・ガバナンスに関する報告書における開示</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・企業行動規範の整備に伴い、反社会的勢力排除に向けた上場審査の観点について明確化を図ることとします。 ・上場会社は、コーポレート・ガバナンスに関する報告書の開示項目の一つである「内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」の一環として、反社会的勢力排除に向けた体制整備についての開示を行うこととします。 	<p>※従来、公益又は投資者保護の観点から行っていた上場審査の取扱いを明確化するものです。</p> <p>※昨年6月公表の政府指針「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」において、「反社会的勢力による被害の防止を内部統制システムに明確に位置付ける必要がある」との提言を踏まえ対応するものです。</p> <p>※平成20年8月末までにコーポレー</p>

項 目	内 容	備 考
<p>③確認書制度の導入</p> <p>(3) 上場会社による種類株式の発行等の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・不適当な合併等に係る猶予期間内に上場審査基準に準じた審査の申請を行う者は、幹事である会員が作成した本所所定の確認書を提出するものとします。 ・株券上場廃止基準第2条第17号に規定する「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると本所が認めた場合」には、従来のものに加えて、次に掲げる場合を含むものとします。 <ul style="list-style-type: none"> a 上場会社が、上場している株券を、定款の変更その他の方法により、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式に変更する場合 b 上場会社が、上場している株券より議決権の多い株式を発行する場合 	<p>ト・ガバナンスに関する報告書に当該内容を反映するものとします。</p> <p>※当該確認書は、反社会的勢力との関係等について確認するものであり、新規上場時においては既に実施しております。</p> <p>※議決権に関する種類株式の上場に必要要件等については、引き続き検討を行います。</p> <p>・左記に掲げる変更又は発行の目的・条件等に照らして、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと認められる場合を除きます。</p>
<p>2. テクニカル上場時における引継ぎ制度の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・テクニカル上場によって上場した会社は、次のaからdに掲げる場合に、当該aからdまでに掲げる事項を、原則として、テクニカル上場前の上場会社から引き継ぐことを規則上明らかにすることとします。 <ul style="list-style-type: none"> a 改善報告書の提出が求められている場合 当該改善報告書の提出義務 b 過去5年以内に改善報告書を提出している場合 過去5年間における改善報告書の提出回数 	<p>・テクニカル上場とは、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株券について、上場廃止基準に定める流動性基準への適合状況を中心に確認し、速やかな上場を認める制度です。</p> <p>※過去5年以内に改善報告書を2回提出している会社が改善報告書の提出を求められるような状況となった場合には、</p>

項 目	内 容	備 考
	<p>c 不適当な合併等に係る猶予期間に入っている場合 当該猶予期間</p> <p>d 特設注意市場銘柄、開示注意銘柄に指定されている場合 当該指定の状態（特設注意市場銘柄にあつては、当該指定期間における内部管理体制確認書の提出回数等を含む。）</p>	<p>上場廃止となります。</p> <p>※3年間の猶予期間内に上場審査基準に準じた基準に適合しない場合は、上場廃止となります。</p> <p>※特設注意市場銘柄指定中に内部管理体制確認書の提出を3回行った場合で、内部管理体制等に引き続き問題があるときは、上場廃止となります。</p>
3. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・その他所要の改正を行うものとします。 	
Ⅲ 実施時期（予定）	平成20年6月を目途に実施します。	

以 上